

男鹿市告示第53号

男鹿海洋高校地域留学コーディネーター設置要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿海洋高校地域留学コーディネーター設置要綱

(設置)

第1条 この告示は、秋田県立男鹿海洋高等学校（以下「男鹿海洋高校」という。）に進学し、自宅から通学が不可能な地域から就学のため本市に居住する生徒（以下「生徒」という。）の生活面のサポート及び男鹿海洋高校に進学を希望する者（以下「進学希望者」という。）との連絡調整を図る等、魅力的な教育環境整備を行うことを目的とし、男鹿海洋高校地域留学コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を設置する。

(委嘱)

第2条 コーディネーターは、男鹿海洋高校の教育活動を理解し、社会的信望があり、男鹿海洋高校の活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(職務)

第3条 コーディネーターは、次の職務を行うものとする。

- (1) 生徒の生活面での相談に関すること。
- (2) 地域みらい留学に関すること。
- (3) 男鹿海洋高校が実施する事業等への進学希望者の参加等に関すること。
- (4) 進学希望者及びその保護者等との連絡調整に関すること。
- (5) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(服務)

第4条 コーディネーターは、常に誠意を持って業務に取り組み、その職務を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(任期)

第5条 コーディネーターの任期は、委嘱の日から同日の属する会計年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(謝礼)

第6条 市長は、コーディネーターの活動に対し、予算の範囲内において謝礼を支払うものとする。

2 前項の謝礼の額は、1日当たり6,000円とする。

(報告)

第7条 コーディネーターは、活動の状況を明らかにした男鹿海洋高校地域留学コーディネーター活動報告書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。